

民法494条に基づく(準ずる)弁済供託の添付書面

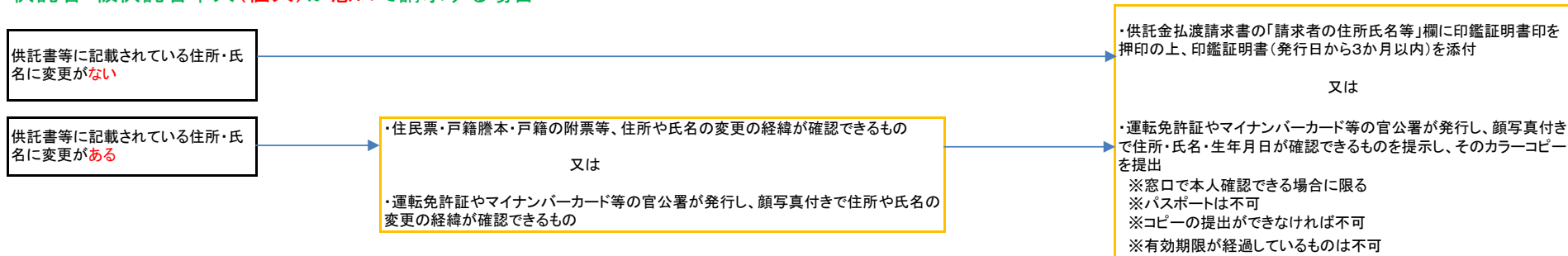
郵送先
〒102-8225
東京都千代田区九段南1-1-15
東京法務局供託課 払渡係

連絡先
電話番号: 03-5213-1353
FAX番号: 03-5213-1384

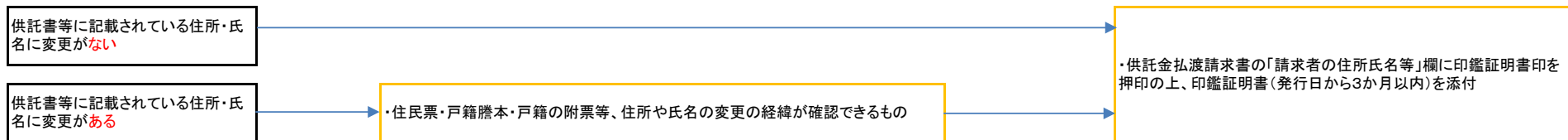
○請求に当たっての注意事項

- ※1 問合せが多いものについて、一般的な添付書面を掲載しております。供託の内容によって、添付書面が異なります。
- ※2 連絡先電話番号を提供いただきますようお願いいたします。不備があれば御連絡します。
- ※3 供託金払渡請求書に必要事項を記載し、御提出いただく必要があります。
- ※4 「供託金払渡請求書」で検索していただくと、法務省及び法務局のホームページに供託金払渡請求書、委任状、記載例があります。
- ※5 代理人口座に振り込む場合は、本人から代理人への委任状(本人の印鑑証明書印を押印したもの)及び本人の印鑑証明書(発行日から3か月以内)が必要になります。
- ※6 被供託者が「甲野太郎又は乙野花子」のように、複数人いる場合は、どちらに権利があるかを証する書面が必要になります。
- ※7 供託者・被供託者本人が死亡し、相続が発生している場合は、相続を証する書面が必要になります。
- ※8 反対給付の内容が記載されている場合は、反対給付を履行したことを証する書面が必要になります。
- ※9 供託の内容によっては、時効が完成し、払渡しできない場合があります。

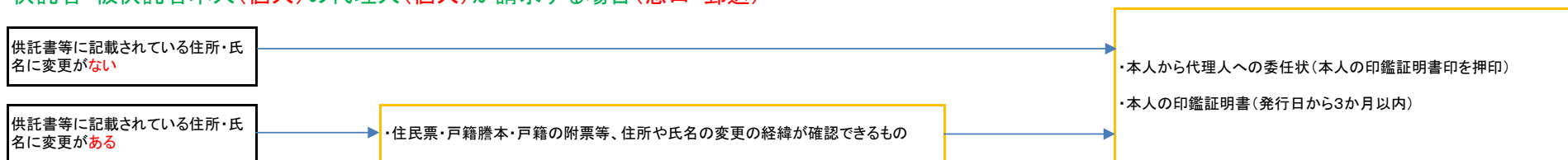
供託者・被供託者本人(個人)が窓口で請求する場合



供託者・被供託者本人(個人)が郵送で請求する場合



供託者・被供託者本人(個人)の代理人(個人)が請求する場合(窓口・郵送)



オレンジ色枠の書面が必要になります。